


# 監査報告書

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社  
理事長 關野武男様

平成30年 5月 8日

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社

監事 木下五男 

監事 小野里雅子 

私たち監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第99条第1項の規定並びに公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社監事監査規程第8条第2項並びに第3項の規定に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度に係る財務書類及びその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）並びに財産目録並びに理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法の概要

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、公社の総務課事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該監査対象期間に係る計算書類等並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

- (1) 公社の事業報告及びその内容については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 公社の採用する会計処理の原則及び手続並びに上記計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと

認めます。

- (3) 理事の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款等に違反する重大な事実がないと認めます。
- (4) 内部統制システムの整備に関する理事会決議等及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

### 3 財産目録に対する監査意見

会社の平成30年3月31日現在の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った結果、財産目録は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認めます。

### 4 後発事象

なし